

令和8年2026年7月1日

各 位

一般財団法人長野県文化振興事業団  
長野県県民文化会館長  
長野県松本文化会館長  
長野県伊那文化会館長

## 中学校部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動の利用料金の減免について（お知らせ）

長野県では、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」および「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に基づき、中学校における文化・芸術系部活動の地域移行を進めています。これに伴い、中学校部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動の実施主体が、県立文化会館を利用する場合は、学校が利用する場合と同様に下記のとおり利用料を減免します。

### 記

#### 1. 要件等

対象団体	要件	減免割合
部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動の実施主体*	<ul style="list-style-type: none"><li>・芸術文化の振興を図るため音楽、演劇等の創作活動の発表会及び鑑賞会、講演会、展覧会その他これらに類するものを利用する場合（入場料を徴収しないで、かつ、営業を目的としないで利用する場合に限る。）</li><li>・中学生を主な対象とし、部活動と同様の目的・内容であること</li></ul>	100分の50

（※注）市町村の認定または発足の経過等により、申請団体が中学校の部活動に代わる地域クラブ活動の実施主体であると認められること

#### 2. 手続きにあたっての留意事項

- ・減免申請をする際に、市町村の認定証の提示または誓約書の提出をお願いします。（提出期限：利用申込後30日以内）
- ・市町村の認定内容に変更があった場合は、速やかに（各館連絡先）へご連絡ください。
- ・利用料金の納入は、後納支払いを選択することが可能です。

#### 3. ご利用にあたっての遵守事項

- ・指導者が必ず同伴し安全管理を徹底してください。
- ・営利活動は禁止します。
- ・不正利用が判明した場合は、利用料金を全額お支払いいただきます。

#### 4. お問い合わせ

お問い合わせは、各施設へメールでご連絡ください。

- ・長野県県民文化会館（ホクト文化ホール） kenbun@naganobunka.or.jp
- ・長野県松本文化会館（キッセイ文化ホール） matsubun@naganobunka.or.jp
- ・長野県伊那文化会館 inabun@naganobunka.or.jp